《調停手続きの流れ》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時 期 | 当 事 者 | 審 査 会 委 員 |
| 当初 | ○調停申請 | ○会長、関係者へ報告  　⇒会長から担当委員の指名  　　（原則3名） |
| 約1か月後 | ○被申請人から意見書提出  （日程調整） | （日程調整） |
| 約2か月後 | ○第1回調停期日への出席  （双方、交互に意見陳述） | ○第1回調停期日の開催  （以後は、調停の最後に次回日程を調整し、決定する。） |
| （双方から、現地確認における要望があれば提出） |  |
| 約3か月後 | ○第2回調停期日（現地説明）【調停委員が必要と判断したとき】 | ○第2回調停期日（現地確認）  【同左】 |
| （意見書でのやりとり等） |  |
| 以後約1か月  ごとに開催 |  | ○第３回調停期日の開催 |
| 約半年～約1年 | ○調停の終結  　〔調停調印、取下げ、打切り決定の受理等〕 | ○調停の終結  　〔成立、取下げ、打切り等〕 |

※時期や調停期日の開催回数については、目安を示したものであり事案ごとに異なります。